

聖籠町告示第26号

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、小規模事業者による小規模事業者経営改善資金の借入れに対し利子補給を行う聖籠町商工会（以下「商工会」という。）に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める者をいう。
- (2) 小規模事業者経営改善資金 株式会社日本政策金融公庫が行う小規模事業者への設備資金及び運転資金を用途とする融資をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該小規模事業者経営改善資金の約定に基づく償還表における1年間（貸付実行日の属する年度にあつては、その日から翌年の3月31日、返済完了日の属する年度にあつては、その日の属する年度の4月1日からその日までの期間）の利子総額に、当該貸付利率から0.9パーセントを差し引いた率を乗じたものに当該貸付利率で除した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 商工会は、必要な書類を添えて、聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を当

該補助金の交付年度ごとの3月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、当該商工会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、商工会が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により商工会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 商工会は、第5条の通知を受けたときは、聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査及び報告)

第8条 町長は、商工会に対し、利子補給の対象となった資金の内容、使用状況その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

(帳簿及び関係書類の整理、保管等)

第9条 商工会は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び書類

を備え、これらの帳簿及び書類を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、平成30年4月1日以降になされた融資について適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

住 所

団体名

印

代表名

電話番号

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

円

2 添付書類

（1）小規模事業者経営改善資金利子補給明細書（写）

（2）商工会が行った利子補給の振込みを証する書類（写）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の補助金について、
下記のとおり決定したので、聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補
給補助金交付要綱第5条に基づき通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付条件

申請内容に変更等があった場合は、速やかに報告すること

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付取消通知書

年 月 日付け 聖籠町指令第 号で交付決定の
あった件について、下記のとおり、取消しを決定したので、聖籠町小
規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条第2項の規定
に基づき通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 取消決定額 円
- 3 その他（理由等）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

聖籠町長 様

住 所

団体名

印

代表名

電話番号

聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった件について、聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第7条第1項の規定により請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 添付書類 聖籠町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金
交付決定通知書の写し
- 3 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座種類
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人